

平成 2 6 年 度 第 2 回

逗 子 市 環 境 審 議 会 会 議 録

平成26年度第2回逗子市環境審議会 会議録

日時：2014年（平成26年）10月2日（木）

午前10時～正午

場所：市役所5階 第6会議室

議題（1）第二次逗子市環境基本計画（案）について

（2）その他について

出席者 藤井会長 佐野副会長 太田委員 桐ヶ谷委員 新倉委員
印田委員 小林委員 進藤委員 鶴田委員

事務局 環境都市部 田戸部長 森川次長
環境管理課 大澤副主幹 山下主事

会議の公開・非公開
公開

傍聴 9名

【藤井会長】 それでは、皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより平成26年度第2回逗子市環境審議会を開会させていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、いつもと同じように、開会に当たりまして事務局から会議の成立、会議資料の確認等をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【森川次長】 本日欠席の連絡をいただいておりますのは、中津委員です。小林委員からは遅参ということで御連絡をいただいております。したがって、現時点での出席委員につきましては、定数10名中8名の出席をいただいておりますので、過半数を超えておりますことから、逗子市環境審議会規則第2条第2項の規定によりまして、会議が成立していることを御報告いたします。

次に、会議に先立ちまして、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しましては、私語等会議の妨げになるような行為は慎んでいただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは、資料の確認をさせていただきますので、山下のほうからお願いいたします。

【山下主事】 資料につきまして確認をさせていただきます。事前にメールまたは郵送させていただいたものと同じものでございますが、本日の会議の次第と、環境基本計画の案という2種類を机の上に配付させていただきました。皆さん、特に漏れはございませんでしょうか。

それでは会長、よろしく申し上げます。

【藤井会長】 それでは、早速ですけれども、審議を始めたいと思います。議題は1、第二次逗子市環境基本計画（案）についてということで、まず事務局より説明をお願いしたいと思います。

【山下主事】 それでは、本日配付させていただいた資料1に沿って御説明をさせていただきます。審議の順から、少し内容前後しますが、御了承ください。

まずは、39ページ、40ページをお開きください。こちらの39ページからが第4章施策の体系と具体的な取り組みの内容になります。こちらにつきましては、前回の審議会、8月20日の審議を受けまして、委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえ、修正しているものでございます。また、あわせまして、審議会の前に、各審議会委員の皆様には送らせていただきましたが、逗子市とともに環境基本計画を進めておりますずしし環境会議、エコリーダーズ会議のほうからも御意見をいただいております。いただいた御意見も、可能な限り所管等と調整して、第4章その他について反映をさせていただいているところでございます。つきましては、主に

40ページ以降で、下線が引いてある部分が前回からの修正しているところということで、御承知おきください。

では、ざっとになりますが、御説明をさせていただきます。まずは40ページが第4章施策の体系と具体的な取り組みの説明となりまして、24年間の計画期間という中で、下線部のとおり目指す将来像の実現のために必要な政策・施策を具体的かつ体系的にわかりやすく整理する必要があるという一文を置いて、8年間の事業計画を示すものと断り書きを入れさせていただきました。

めくっていただきまして、41ページ、42ページが、「自然を大切にすまち」の緑が始まっているところでございます。まずは、41ページ中段、市の役割、一番最後のポツですね、「適切に開発指導を行い、法令に基づく公園・緑地の設置を指導します」ということで、こちらは前回の審議会の中で具体的な取り組みの中の項目にあるのに、施策の方向にないのはいかがかというお話をいただいて、追加をさせていただいているものでございます。

同様に、42ページの一番上の枠の中ですね、「緑の創造とより安全な避難場所をつくるために」のあと、「その経路も緑化するとともに」も、前回の審議会を踏まえて追加をさせていただいております。一つ一つ拾っていくと、ちょっと審議の時間がなくなってしまいますので、以下は省略させていただきますが、同様に42ページの中、下線部のとおり言葉を追加させていただいております。

開いていただいて、43ページ、44ページが事業者の役割で、街路樹がふえたのと、それからリーディング事業ですね。

めくっていただいて、45ページからが水辺となります。最初に御説明しないといけなかったですね。45ページの水辺の下の文章とイメージ図なんですけど、前は縦に文章があってイメージ図ということで、ちょっとわかりにくいという御指摘をいただきまして、左側文章、右側イメージ図というふうに直させていただいた次第です。中の書いてある文章等は、ちょっと誤字・脱字程度は直したところもありますが、基本的にはこれまでの内容とイメージ図の中の書きぶりは一緒でございます。

めくっていただいて47、48が動植物についてです。48ページの表の2、環境学習の3つ目のますですね、市民・事業者等と協力して自然の調査、記録活動を検討すると、ここがお送りさせていただいた環境会議からの意見書のまちなみと緑の創造部会の意見を踏まえて修正している箇所でございます。

めくっていただいて、49ページがリーディング事業、そして50ページからが廃棄物による環境負荷の少ないまちになります。こちらの第2節のところ、主にごみ問題部会の方から御意見をいただいております、このように変えてほしいという訂正案まで含めて御意見をいただいていたところではございます。ついては、事務局で廃棄物の所管と調整をいたしまして、反映できるところはなるべく反映をしたものでございます。変えているところが下線部のところになっています。

めくっていただいて、51ページまでが廃棄物の減量、市民の役割、事業者の役割が、こちらは基本的にはごみ問題部会さんの意見を踏まえて修正をしているところでございます。

52ページからが再生利用になりまして、めくって53、54までが再生利用関係。55ページからが適正処理ということで、こちらはクリーンセンターを初めとする施設の維持管理の部分になります。

めくっていただいて、57ページからが第3節温室効果ガス排出の少ないまちということで、ここは大きくタイトルのほうが、今までは温室効果が少ないというような形だったんですけども、より中身がわかりやすい題名のほうがよいのではないかとということで、1番目が省エネルギーですね。めくっていただいて、59、60で再生可能エネルギーの利用促進という、当初の題に戻しているということです。その中で、具体的な取り組み等には前回の審議会での審議も踏まえまして、いくつか項目を下線部のおり追加をさせていただいているところでございます。

61ページ目からが暮らしと景観に配慮したまちになっておりまして、まずは61ページから良好な景観、景観施策についてですね。63ページまでが景観の流れで、リーディング事業が続いております。

64ページ目からが暮らしのための基盤整備ということで、交通機関等も追記というような御指摘もいただいたり、路面電車というお言葉もいただいておりますので、内容を64、65というふうに追加をさせていただいております。

その後、66ページからが生活環境の諸問題ということで、それぞれ前回の審議の御指摘を踏まえて直させていただいたところでございます。67ページまでが第4章ですね。

説明の都合上、最初一通り御説明を続けさせていただきます。69、70からが推進体制ということで、こちらが初めて今回の審議会の皆様にお見せする箇所になります。

第5章は推進体制ということになりまして、考え方については、これまで同様、現行の環境

基本計画で取り組んでいる内容については、引き続き継続していこうという考えでつくっております。ですので、まず70ページについては、行動等指針の策定ということをしていただいております。市民・事業者・市が、3者それぞれの立場でできることというところの指針を作成し、達成状況をチェックし、見直しを行ってきたという、これまでの流れを継続して、第二次の環境基本計画においても、行動等指針を作成しようとしております。ただ、これまで述べてきましたように、次の環境基本計画が24年間という長期の計画にわたることを踏まえまして、第4章については8年間ごとに見直していくという流れがございます。つきましては、これまで行動等指針については3年間ごとに変えていたんですけども、ちょっとそうすると割り算がうまくいかないもので、これ以降の行動等指針については、4年間ごとに見直しをしていくと。そうすると4年間ごとの行動等指針、2回まわした時点で第4章を見直すというサイクルで回していきたいと思っております。

また、第4章につきましては、政策が網羅的に書いてあるところがございますので、行動等指針の中には、その中でも特に第4章のどこを重点的に進めていくのかという記載が主なものになってくるかなと思います。この行動等指針の策定については、また来年度以降、環境審議会、それからずしし環境会議とお話をさせていただきながら、策定を進めていきたいと思っております。

引き続き、めくっていただいて、71ページ、72ページになります。71ページが第2節ということで、さまざまな立場での環境教育、学習、意識啓発ということで、これまで1年半審議をいただいた中で、やはり委員の皆様から市民に広く認識をしていただくこと、もしくは子どもたちへの教育、また事業者さんへの意識啓発、こういった情報の提供というのが大事ではないかというお話もいただいております。ついては、現行の環境基本計画の流れに沿いまして、引き続き子どもたちへの環境教育の場を充実していくことですか、事業者の方にも必要な情報提供していくということが続けていきたいと書かせていただいております。また、これまでも作成をしております年に一度の環境の年次報告という資料をつくっているんですけども、こちらについても新しく作成した第4章等の流れがわかるようにという形で作成を進めていきたいと考えております。

引き続き72ページ、第3節といたしまして、市民活動の促進と推進体制に書かせていただいております。まず第1に、市民活動の促進といたしまして、環境問題を解決していくために、行政だけが活動してもなかなか取り組みとしては進んでいかないという中で、これまで15年間

も逗子市とともに環境基本計画を進めてきていただきましたずしし環境会議の皆様とは、引き続きパートナーとして進めていきたいということを1に書かさせていただいております。また、ずしし環境会議を初めとするいろいろな環境団体、市内にございますので、そういったところの連絡調整ができるような形で、体制づくりというところを考えていきたいなというふうに考えております。

2つ目、庁内体制については、これまでどおりということで、環境基本計画で設置をされております市の部長級職員で構成する推進協議会、こちらは本計画を推進していく庁内体制とし定置づけて、いわゆる役所の縦割り等で政策がとまることがないように、連絡調整を進めて円滑に進めていきたいと思っております。また、必要に応じては、各課レベルですね、所管レベルでの分科会というものを設置して、迅速に対応していくという、これまでの考えを継承していきたいと思っております。

3つ目が進行管理といたしまして、環境基本計画が本市のさまざまな環境政策を進める総合的な、総括的な計画というところがございますので、主に前回審議をいただいた第4章の施策の体系と具体的な取り組みに明記された施策であったりとか、今後策定していきます行動等指針、これに基づいて実施される施策等について、進行状況を取りまとめて、毎年こちらの逗子市環境審議会に報告するなど、その進行を管理していきたいと考えております。

めくっていただいて、最後73ページの真ん中の図が、逗子市環境審議会と市役所、それから市民・事業者さんの関係を図であらわしたものになります。左側が市役所になりまして、市の中には、申し上げたとおり部長級の環境基本計画推進協議会というものがございますので、各所管が計画を実施している内容を市内で報告、進捗管理を行いまして、環境審議会のほうに御報告をさせていただくと。あわせて、やり方はまだこれから考えていかないといけないとは思っているんですけども、市民・事業者さんとして、ずしし環境会議の皆さんが活動していただいている内容ということで、あわせて御報告ができるようにしていきたいと思っております。その中で、施策の進捗について、審議会の委員の皆様には、個別の施策がどうこうというよりも、逗子市としての環境政策、全体のバランスを見ながら進めるべきものかどうなのかというチェックをしていただければと考えております。そういった形で、これまでどおり、これまで以上に市役所、環境審議会、それからずしし環境会議を初めとする市民・事業者の皆さんと協力しながら計画を進めていくという体制で進んでいきたいと思っております。

ちょっと説明の流れで前後してしまっって申しわけないんですが、最初のほうに戻っていた

きまして、1ページからが第1章になります。こちらについては、去年度に一度だけ、案のたたきとしてはお示しをしているところではございますので、ざっと説明させていただきますが、第1章としては計画改訂の趣旨ということで、環境問題の現状を2ページに書かさせていただいて、3ページについてはそれに対する対応、特に逗子においても総合的・計画的に取り組む必要がある。さらに市民・事業者との密接な関係のもと取り組むことが求められている旨を書かせていただいております。

4ページ目が第2節の逗子市の現状ということで、土地、人口の配置ですね、引き続き5ページも同内容。6ページが計画改訂の意義ということで、第一次環境基本計画策定からこれまでの流れというのを書かさせていただいております。

めくっていただいて、第7ページからの第2章につきましては、去年度御審議をいただいたところをごさしまして、8ページのとおり環境基本条例の考え方を書かさせていただくと同時に、9ページから本環境基本計画の考え方ということで、4つのまちですね、自然を大切にするまち、廃棄物による環境負荷が少ないまち、温室効果ガス排出の少ないまち、暮らしと景観に配慮したまち、こういったところを踏まえて、自然と人間をともに大切にするまちというところを書かれまして、審議会の中でお言葉をいただきました、だれもが安全に、安心して暮らす、地球に優しい持続可能な循環型都市逗子市の実現を目指していくという旨を書かさせていただいております。

10ページからが、その各節ごとの柱書きになりまして、自然を大切にするまち、廃棄物による環境負荷が少ないまち、それから11ページが温室効果ガス排出の少ないまち、暮らしと景観に配慮したまちというふうに書かさせていただいております。これまでの内容については、基本的には審議会の皆さんには一度確認をさせていただいているところなんですけど、先ほど来申し上げておりますずしし環境会議の御意見の中で、特に二酸化炭素部会さんのほうから、1章から4章まで細かに確認をいただいておりますので、そういった中で適切な言葉遣い等に修正をさせていただいているところは同様に下線が引かさせていただいております。

12ページが計画の期間と位置づけということで、こちらが大変わかりにくい、これまでの御説明であったかと思うんですが、12ページ上段が、1、市全体における計画の位置づけということで、市の総合計画の基幹計画、基幹的な環境について、総括的に目指す姿を提示して、進捗管理をしていく計画であるということをやうたわささせていただいております。

12ページ下段に、計画の期間におきましては、こちらも昨年来御説明させていただいております。

ますとおり、逗子市総合計画に合わせて24年間の計画期間としますという形になっていますが、お話をさせていただいたとおり、実施、進捗管理を政策的に進めていくために、8年間ごとに第4章というのを見直していくという旨を書かさせていただいております。

めくっていただいて、13ページが計画の推進に向けてということで、この内容は第5章でもう一回書いてありますので、ざっとではあります、市民・事業者との協働、多様な世代による取り組み、関係機関との連携、進捗の管理ということについて述べさせていただいております。

めくっていただきまして、15ページからが第3章になります。第3章については、昨年度、複数回の審議にわたって委員の皆様にもいろいろ御指摘をいただいて、多大なるお時間をちょうだいしたところでございます。ただ、どうしてもこちらの環境基本計画がですね、事務局としてもつくりながらお示ししているという性格がありまして、実際、第4章をつくってみると、書いてある内容が大分重なってきている部分があると。また、第3章自体が、いかにも分量が多すぎるのではないかと御指摘を審議会の委員の皆様、それからずしし環境会議の皆様、庁内の検討会でもいろいろお話をいただいていたところでございます。つきましては、今回、まずは16ページの緑から始まっているんですが、これまで現況と課題という形でとりまとめたものを、わかりやすく現況部分と課題部分に分けさせていただいております。施策の内容につきましても、細かい種々の具体的な書きぶりというところについては、省く形で、大枠の内容に書かせていただいております。ただ、これまで内容については皆様に御確認いただけてきたところでもございますので、文章自体については新しく何かを追加したりといった、意味合いを変えるような変更はしておりません。基本的には現況と課題部分を2つに分けて、あとは「てにをは」、接続詞ですね、そういったところを修正させていただいている部分でございます。

16、17ページが緑の部分、18ページ以降が水辺、動植物という形で、いつもの流れというんですかね、節・項目ごとに続けさせていただいております。それぞれ、表のところについては、例えば21ページのように棒グラフにできるようなところは棒グラフにしたりとかですね、その右ページの22ページには、実際にバクテリア de キューロというのも、物としてはどうなんだろうという写真を入れたりという形で、事務局の中で、できる限りはビジュアル面にも配慮をして追加させていただいてもらったところでございます。

また、中の数値については、一部、すいません、まだ25年度の集計途中のものについては、

数値が埋まり切っていないところもあるんですが、恐らく今月、来月ぐらいでは、庁内の数字の調整できますと思いますので、最終的な素案の前には一度数値を入れたものもまた委員の皆様へ情報提供させていただければと思っております。

1点御報告といたしましては、31ページのところがスマートコミュニティーの前、経済産業省からもらった、駅前に超高層ビルがあるようなイメージ図がありまして、こちらちょっと藤井会長みずから絵をかいていただいて、ちょっと今、白黒でわかりにくくなってしまっているんですが、追加をさせていただいて、ここにあとはキャプションですね、具体的にどういったものが書いてあるというところは、また事務局のほうで手を加えさせていただいて、せっかくの図面が生きるような形で表現を追加させていただきたいと思っております。その後、32、33から第4節が終わりまして、37ページで終わるという形になっております。

こちらで一応第1章から第5章というところになっておりまして、あとこちら製本する際には中に白紙を入れたりだとか、あと市長からのコメントが入ったりとかして、ちょっとページの左右がずれることはございますので、ちょっとそちらのほうの体裁はまだ御容赦いただきたいと思っております。

資料の説明としては以上になりますので、まずは第4章の確認、第5章の御意見踏まえて、全体というような形でお話をいただければ、事務局としては大変ありがたいと思っております。以上になります。会長、よろしく申し上げます。

【藤井会長】 はい、どうも御苦労さまでした。今も要領よく、全体を説明いただいたわけですが、きょうは第1章から3章までは、今、御説明いただきました。このことを頭の中でしゃくしていただいた上で、きょうは第4章、5章、この辺について皆さんの御意見をいただきたいと思っております。それで、まず第4章につきまして、皆様の御意見を伺えればと思います。忌憚のないところで、よろしくお話ししたいと思います。

ほかのところもそうなんですが、41ページのところで、市民の役割、市の役割、事業者の役割ということで、この図のように示されております。ここの章に限らずですが、これは今までよりは非常にかかわりがよくわかるように示されていて、私としては非常に評価しています。無論、それが、いい、悪いということを審議しているわけではないんですが、何にしてもまず第4章につきまして、きょうは皆さんの忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

【太田委員】 ちょっと大きな話になってしまうかもしれなくて、ちょっと恐縮なんですが。私の認識としては、これは基本的には市のあり方というものが基本的に述べられていて、その

市民の役割とか、その辺というのは、やはりその絡みでもって載せてあって、具体的な細かいところに関しては、行動指針のほうでやることに、こっちは、第4章はこっちにはないけど、4年ごとに時期時期に応じて役割見直していくということによろしいんですか。

そうしますと、この市民の役割とか事業者の役割、今回特に何ページでしたかね、かなり細かく、例えば51ページですとか、今回かなりエコリーダーズさんのほうで細かく書いていただいて、非常に現状を的確に反映されているんだと思うんですけど、逆に言うと、これがじゃあ8年後まで全部が生きるかというところで、ちょっと疑問を感じると思いますか、むしろこれはやっぱり行動指針に書くべき内容であって、ここにあまり今、細かいことを書きちゃうと、4年後にこっちに残っちゃっているけど、どうしようということになっちゃうと、やっぱりちょっとまずいと思うんですね。なので、ここにはやっぱり普遍性の高いものも、時代が変わってもこの考え方は生き続けるんだというものですとか、もしくは8年間というオーダーでは、やっぱり考えるべきだというものは残すべきだと思うんですけども、もしかすると4年後、8年後には状況が変わっているかもしれないというものに関しては、ここにはあえて載せないで、行動指針のほうに持っていくという整理をされたほうがいいんじゃないかなとは思いますが、いかがでしょう。

【大澤副主幹】 実際にはですね、今回、構成は御指摘のとおり、第4章がかなり細かい掲載になっています。ましてや、当初24年間の計画ということでお示しした段階では、かなり長いということは審議会の委員さん、それから各環境会議の皆さんからもいただいたところです。全体の構成のところとしまして、いわゆる一般的な基本計画相当部分というのは、第3章のところに総体的に記載させていただいて、第4章については4年でも長いという御意見も、もちろんあると思うんですが、より具体的につくったほうがわかりやすいという趣旨で、ちょっと事務局のほうでは考えさせていただいたところです。

【太田委員】 例えばですけども、ちょっと今、たまたま目についたんですけど、58ページですと、ノーカーデーやカーシェアリングなどの社会実験に取り組みますとあるんですが、これちょっと全然先の話ですからわからないですけど、例えば何年か後にそういうものはもう実現できているとすれば、この文言が次の見直しのときに残っちゃっているというのは、やっぱり都合が悪いわけですね。4年後にこれが実現できているかもわからないんですけど。なので、1個1個はやっぱりそういうふうに見て、これはやっぱり4年後には状況が変わるかもしれないから、見直しを定期的にかける項目であるというものは、あえて載せないというのは、やっ

ぱり方法として大事なんじゃないかなと思うんです。これ、やっぱり基本計画のほうですので、行動指針のほうにそういうものはもっていくほうがいいかなと。

【大澤副主幹】 繰り返しになってしまいますが、やはり具体的に書きたいという思いも正直ありますのと、今回見直ししております総合計画にも、より具体性の高いものということで、わかりやすく記載しています。実際に4年ごとにこの第4章というのは、実際には8年ですけど、見ていく中で、行動等指針に該当する部分は4年間で。そこの連携の中で、整理してまいりたいと考えてございます。

【太田委員】 私、ここに書いてあることが全然だめということではなくて、行動指針との兼ね合いで。

【大澤副主幹】 時点的なところで、時代にそぐわない。4年後ですから、4年後については今の具体的記載が現実とそぐわなくなることはあるだろうと。そこについては補完する形で、きちんと行動等指針の中で盛り込んでいただきたい、検討していきたいと考えております。

【太田委員】 了解いたしました。ありがとうございます。

【進藤委員】 今の件ですけど、私も太田委員のおっしゃった内容で気になっていたんです。それで、具体的に一つ一つ書くとすると、もっとたくさんのが出てきてしまいますよね。ただ、事務局の方は、わかりやすくということで、こういうものを挙げますという御返事だったんですけども、ここに関しては4年ごと、8年ごとの見直しの時期に、削除できるとか変更できるとか、そういう一つの方針をどこかに入れるということはできないんでしょうか。行動等指針との対象として。

【大澤副主幹】 行動等指針の位置づけについては、40ページごらんいただけますでしょうか。まず、40ページで記載させていただいていますが、第4章は、8年間の事業計画を示していますと。この第4章は、基本計画という性質上、やはりちょっと特殊なものも、正直御意見としてあるかと思うのですが、一方では第3章の中でその課題についても総体を述べさせていただいて、第4章のところ個別具体的なところを触れる。本日お示しさせていただいた第5章、70ページのところでは、この8年に加えて、第4章の施策の体系と具体的取り組みをさらに進行管理していくため、4年間において実行可能な行動に重点を置くということで、基本計画の中では課題の部分を総体的に書く。時点が合わないものについての環境基本計画の見直しは8年です。ただし、御指摘いただいたように、やはり4年後であっても、現行の政策が時代に沿わないということもあり得ますので、そこをきちんと時代にとらわれたものにするために、

行動等指針については4年間ずつでということでございます。その間において、確かに可能性はあるんですけど、本市の方針としましては、この4章で具体的に示すことも、これを見た市民の方がわかりやすくという視点からも必要だということで、こういう手法をとらせていただいたということになります。

【進藤委員】 そうしますと、例えば24年間の間に改訂版なんかが出た場合は、どうなるんでしょうか。

【大澤副主幹】 よっぽどの改訂であれば、計画期間を切り上げることはありますが、もともと第3章までの記載というのは非常に環境問題、大きなところで書かせていただいていますので、ここについては原則動かないだろうという期待はしています。ただし、第4章については、具体的なところにやっぱり入り込んでしまっている。さらに8年間でも長いという御指摘も当然にあるので、それを具体的に補完する意味で、行動等指針の中で記載させていただいて、こういった時代に沿わないもの、技術革新なんかでいったら環境分野、かなり変わってくる部分もありますので、そういったところは計画の中で段階的に対応していきたいと考えております。

【藤井会長】 ほかの方、今の議論に関して、何か御意見ありますか。細かすぎるという意見もあるし、かといってそれがないと何か具体性がなくて、わかりにくいという意見もあると思うんですがね。そういった意味で、どっちにするのかという決着をつける、これは難しい、基本計画なんだから、こんな細かいところを書くなという意見もあろうかと思いますが、逆にあまり大ざっぱなことを書いたんじゃ、読む人から何ら具体性がないという意見もまた出てきそうだから、その辺のところの整合性をとるのは難しいと思いますけど。そこには今言われたように、これはもうとにかく時代時代で変わっていくものについては修正をしていきますよということを書いてありますので、そこを認めていただければ、これでもいいんじゃないかと私は感じておりますけれども。太田先生、いかがですか。

【太田委員】 これ自体が悪いというよりは、ちょっと先のことを危惧して、4年後に見直すときに、こっちとそごが出ちゃう危険を残すよりは、そちらに任せたほうがいいんじゃないかという考え方ですけど。多分目指しているところは、そんなに大きくは変わらないと思いますので、それを御理解いただいた上で、あえてやはり具体的に、ある程度は示すという意義があるというお考えであれば、それで納得できます。

【藤井会長】 佐野先生、何か。

【佐野委員】 訂正文を後で出すことができますので、大丈夫です。

【藤井会長】 ほかの委員の方、よろしいですか。それでは、そのほかの点につきまして、御意見がございましたら。

【進藤委員】 今のことをベースに、細かくなってしまいうんですが。第1節の自然を大切にす
るまちの緑と水辺と動植物と、3つに分かれていますけれども、この中で自然の調査、記録、
活動を検討するという項目が、緑と動植物には出てきているんですが、2の水辺にはないんで
す。どこに出ているかという位置はまた別の問題として。それで、では水辺、河川、海とい
うのは自然体系だけで、動植物に関しては、ここは次の3に統合してしまって、動植物はいら
ないのかなということ、この調査記録の項目がないのかなと思ったんですけど。そうすると、
一番最初の45ページの導入部分にある市民による観察会等を実施しますということが最後に書
かれているんですけど、そこの観察会って、磯の生物とか魚とかが入っているんじゃないかな
と、ぱっと読んだときに感じたんですけど。そうすると、やっぱりここにも自然の調査、記録
等を実施するというところを入れたほうがいいのではないかなと思うんですけども。

【藤井会長】 具体的にどこに入れますか。

【進藤委員】 それがね、1番、緑のほうは、この緑地の保全の項目に入っていて、3番
の動植物のところは環境学習のところに入っているんです、同じ文言が。指摘すると、どこに
入れる…この辺は整理していただけるか。今ではなくて。

【山下主事】 最初、緑と河川と動植物に3つ入れるというのも考えたんですが、ちょっとく
どくなってしまいうので、動植物にあわせて入れようということで、今、緑の部分に残っちゃっ
ているところがあるので、ちょっとそこは事務局のほうで事務的に調整をさせていただ
きたいと思います。趣旨としては、緑地であろうが河川であろうが海岸であろうが、当然生態
系、動植物に配慮した上で整理を進めていきますし、今、自然観察会という形ですし環境会
議がやっていたらいる範囲は、水辺の部分も多うございますので、河川だけ外れていると
いうふうに今、読めるような書きぶりはずいぶん、ちょっと事務的に調整をしたいと思いま
すので、そういった御理解をいただければと思います。

【太田委員】 今の絡みでよろしいでしょうか。エコリーダーズさんからの御意見では、それ
ぞれに対してという御意見だったと思いますね。緑もちゃんと把握しておかなきゃいけないし、
動物も把握しなきゃいけないし、やっぱり河川の、要は動物・植物という切り口ではなくて、
水という切り口でもやっぱり把握すべきだと。そうすると、やはりそれぞれに、個人的な意見
ですけど、それぞれにあってもいいのかなという気がするんですけど、いかがでしょう。後で

御議論いただければと思いますけど。動物はわかっているけど、水はどうなっているか知らないということではなくて。

【大澤副主幹】　そうですね、最初担当のほうで、ちょっと検討している中で迷ったというお話しさせていただいたのは、緑のところも2番目の水辺のところも、最終的に対象となるのが動植物であろうというところで、この3つの中に、緑も植物ですし、水辺にいる対象となるのも動物、魚類ですけれども。ということで、最初はこの3番に集約しようかなというところで、ちょっと検討した中で、それが迷われたということだと思います。1番の緑と、わざわざ3番に植物もありますので、こことで二重で書いてあることがどうだろうと。一方で、太田委員からいただきましたように、であれば全部対象なんだから全部書こうかという、この2つが多分2案としてあるんですが、あとはちょっと全体のバランスなども含めまして、こちらにつきましては今後の記載の中で、この3つのうちの今言いました3番に載せるのか1、2、3それぞれに載せるのかというのは、こちらのほうで最終的な案の中でちょっと確定してまいりたいと思います。

【進藤委員】　それに関して、動物とか緑とかというのは、全体的に生物という言葉でくくれる部分もあると思うんですけども、生物が何になるかという認識がどれだけ行き渡っているかということもありますが、生物の生態系調査とか、そういうような調査、記録活動というの、文言に出ているんですが、このあたりの言葉ももう一度御検討いただければと。

【大澤副主幹】　動物向けの調査ですとか植物向けの調査というのも、実際に植物なんかはアセスメントであるとか、やるケースがあるわけですけど、そこの要望をきちんと整理すると、そういう理解でよろしいですか。

【進藤委員】　そうですね、生物というと地上で生きているもの全体を、緑も入って、動物も魚も全部入っていると思うんですけども、括弧書きにするとか、あとやっぱりきっちりとした生態調査というのをやりますということを、前回のときに質問させていただきましたら、近隣の県なんかの資料というか、それを参考にしているから、逗子市では実施しませんというお話をいただいたんですが、やはりエコリーダーズさんのところからも、やはりそれは重要な課題だと上がってきていたみたいなので、そのあたりを少しわかりやすく書いていただければという希望があります。

【大澤副主幹】　動物・植物の調査の仕方もあると思います。これを大きく今の表記では、自然の調査・記録活動という記載になっておりますが、こちらについては今言ったとおり生態系

の調査だとか、それぞれ生物において、あるいは植物において、調査の名称は違うので、その整理は、じゃあ事務局のほうでまた考えさせていただきたいと思います。

【進藤委員】 はい、お願いします。

【藤井会長】 その他に。よろしいですか、それでは。

【進藤委員】 もう一ついいでしょうか。公園の整備、42の整備、維持管理のところなんですけれども、かねてはよく出ているごみ問題との絡みで、公園自体に剪定ごみなんかの堆肥化する場所を設けると、ごみ回収ですとか効率はいいのではないかという意見が、私、いろいろなところから聞いているんですが、このあたりを入れるということは、お考えはないのでしょうか。

【山下主事】 どちらかという、こちらの緑の部分については、公園の緑地的な側面で、今の剪定のお話になりますと、第3節の廃棄物のになってくるのかなとは思っています。失礼しました、第2節ですね。剪定ごみは、今もチップ化した後の配布場所が第一運動公園に1カ所あったと思いますし、あとは公園に限らず、市のいろいろな公共施設の中でというところで、検討していると思いますので、公園に限って書くというところは。

【田戸部長】 それと、今、クリーンセンターでは、植木剪定枝の粉碎処理車両というのを導入してまして、堆肥にするのは県の肥料の関係で法律の縛りがあるので、どこでやってもいいという話ではありませんので、クリーンセンターで、ちゃんと県に届け出を出して、つくったのを配布することにしてしています。チップ化したものをそのまま、その公園の中でまいていこうというような事業は、クリーンセンターでやり始めているんですけれども、やはりなかなか、あるようで量がないということで、まだまだデモンストレーションに使っているぐらいなんですけれども、今後その事業は環境クリーンセンターで展開していったら、その場でチップ化してまいてということは考えています。

【進藤委員】 もうその排出する場所から持ち出さないで、そこで処理するという方向性は、まだ検討はされてない。

【田戸部長】 ですので、粉碎処理車両…行って、その場で切ったものを持ってきてもらえば、そこで粉碎できますので、その場でまけると。そういうことは今、クリーンセンターの事業としては考えております。

【進藤委員】 それはここに記載することは。

【森川次長】 公園はですね、街区公園から第一運動公園みたいな都市公園なんですけど、大

きい公園、いろいろあります。その中で、今言われた公園で出たものは公園の中で処理しようというお話だと思いますけれども、大きい公園ですと多分それはできる可能性はありますけれども、小さい公園、本当にまちの中にある小さい公園については、それは難しいんだと思いますので、それは個別の対応になるかと思いますので、ここでの記載は、ちょっと難しいのかなと。

【山下主事】 53ページに、第4章の廃棄物のところで、具体的な取り組みの3つ目に、燃やすごみの約15%を占める植木剪定枝については、環境クリーンセンターでの処理、それから今、部長からお話しさせていただいた粉碎車両の活用、及び民間委託により焼却処理をせずに全量資源化を図るという中でですね、そういった剪定の細かい事業もひもつけられていくものと考えますが。

【進藤委員】 これを一步進めて、地産地消じゃないけど、そのくらいの考えが、方針が出て、逗子市としてはいいのかなという感想がありました。

【藤井会長】 進めないとは言っていないですよ。前向きにやってみて、それでさらに問題点があれば改善していくということになるかと思います。

じゃあ、第4章につきましてはこの辺で、それじゃ第5章に移りたいと思います。

【進藤委員】 4章が終わってしまうなら、まだお聞きしたいことがあるんですが。前回は51ページですとか52ページのごみ排出のところなんかは、50年度の目標が出ていたんですが、目標値が。これが今なくなってしまってるんですけども。

【山下主事】 最初に委員の皆様にご説明させていただいたときには、8年ごと、24年後を記載させていただいたんですが、その後、庁内の打ち合わせであるとか、委員の皆様の御意見を踏まえて、あまり24年後の責任が持てない数字を入れてもどうかというのがありまして、前回の審議会で配付した資料からは50年後は消えているはずだと思いますので、そのように御理解いただければと思います。

【鶴田委員】 伺うんですけども、事業者側からチップ化されたチップ化っていうものは受け入れていただくんですか。事業者が機械を持っていてチップ化したものに対して、チップ化されたごみというんですか、チップというものを受け入れられるんですか、逗子市として。

【田戸部長】 今でも植木剪定枝自体は燃やすごみの範疇で受け取っております。ただ、チップ化したものはなるべくやはり有効利用していただきたいというのが市の考えで、今、事業系の植木屋さんが持ってくる植木も全部燃やさないで、資源化のほうに回しています。

【靄田委員】 チップ化されたもの…。

【田戸部長】 チップ化されたものが、それが廃棄物になってしまえば、一般廃棄物になりますので、市としては受け入れざるを得ない。ですけれども、基本的には、それは目的を持ってチップ化しているんでしょから、有効利用していただきたいというのが。

【靄田委員】 事業者側が、ですよ。

【田戸部長】 はい。

【靄田委員】 わかりました。ありがとうございます。

【藤井会長】 それじゃ、第4章につきましてはこの辺で…。

【進藤委員】 まだあるんです。

【藤井会長】 まだありますか。

【進藤委員】 申しわけない。有料化になりますね、ごみの収集は。その有料化に得た収入の使い道として、これをごみの発生抑制なんかの事業に使いたいという意見もあると思うんですが、そのあたりはうたわれてないんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

【藤井会長】 一番最初に、太田委員の言われた、そこまで入り込むと、時々御本人等が希望しないことも、アジェンダのほうに。どうせそっちのほうの検討はされるわけでしょ。

【山下主事】 今、進藤委員からいただいた御指摘の話につきましては、同じようにずしし環境会議ごみ問題部会からも御提起をいただいているところではあるんですけれども、所管と調整している中で、財源といったものをこの計画の中に、個別に書くというところはなかなかそぐわないのではないかとということで記載を控えているものでございますので、決して有料化に伴って意識啓発をトーンダウンしようかといったことではなく、今までどおりゼロ・ウェイストの会と一緒に意識啓発というのは進めていきたいというところですが、その有料化で入った収入をそのままそこにだけしか使いませんというところまでは、この計画で書くこととしてはあまりそぐわないのではないかなということで記載は外させていただいております。

【進藤委員】 ゼロ・ウェイストのごみ問題部会だけではなくて、各地域の区会ですとか、そういう活動の人たちからも、そのあたりの疑問とかは、とても出ているんですね。それで、環境会議の方だけじゃなくて、こちら最後にも書いてありましたが、地域でいろいろ活動していらっしゃる方たちの声というものもあるので、御質問させていただきました。

【田戸部長】 委員さんのお話は、この有料化に向けての、ごみのほうの審議会のほうの中でも当然議論があった中で、そこに有料化に伴う歳入については、特財という形で、ごみ関連

のものに使うという方針は出ております。けれども、今、担当が申し上げたように、環境基本計画に財源的なものを載せるというのは、趣旨としてはそぐわないということですので、こちらにはあえて載せていませんけれども、今まで議会の答弁等でも、有料化に伴う財源はそういう用途に、特定財源にしていくんだという方針では考えております。そこを御理解いただければと。

【靄田委員】 41ページのイメージ図なんですけれども、とてもわかりやすいと思います。これの補足で、参考に聞いていただきたいんですけれども、先日岡山県に行ってきたんですが、ある市民が、たった2人の市民が散歩中に、どうやらここは湿原なのではないかということで、市に掛け合って、それと同時に市民団体が、市民が同時に団体をつくり、事業者が100万円を投資して、近くの鳥取大学の学生たちが動き始めて、全国の専門分野の鳥取大学の学生たちの声かけによって集まって、わずか3年でスギ林の荒れ果てた二次林を湿原に再生をすることに成功したんですね。このように市民の中に学生や専門分野の人たちが入っているのかと思われるんですけど、市・事業者・市民・大学生の人たち、あと大学生の呼びかけで専門分野の全国の、北海道から沖縄の人たちの専門分野が集結して、3年間って結構スパン短いと思うんですけど、そういう荒れ果てた森の中で湿原を見つけて、市として市民に環境教育の場や、それからこういう湿原があったんだという、子どもたちに見せる場をつくれたというところに行ってきたんですけれども、そういう自然を保全するという成功例の一つだと思いました。

【藤井会長】 というと。

【靄田委員】 補足なんですけど。

【藤井会長】 補足ですね、わかりました。どこが云々ということじゃないですね。

【靄田委員】 そうですね。

【藤井会長】 この中には当然、市民といってもね、いろいろな市民がおられますから。ですから、当然学生も入るだろうし。

それでは、また5章を見ていただいた上で、全体の意見をいただくことにさせていただきたいと思います。進藤委員、それでよろしいですか。

【進藤委員】 はい。細かい文言なんかの、こうしたらいいかというところはいっぱいあるんですけど、そのあたりはここで、どういうふうな提示をしたらいいか。

【山下主事】 もしよろしければ、事務的な言葉遣いの修正であれば、事務局とお話をさせていただいて、言葉遣いであれば最終的には会長等に御確認をいただくという形で、趣旨を変え

ないところはそういった整理に。

【藤井会長】 そうね、意味が変わっちゃうと困りますけど、「てにをは」の修正ぐらなら、それじゃ出していただいて…事務局、対応していただけますか。

【進藤委員】 そうしますと、各エコリーダーズ会議さんなんかも、これでお受けになったりして、ちょっと違うんじゃないかとかいう訂正があるかもしれないので、それはどうなるんですか。

【藤井会長】 ですから「てにをは」の程度で、意味の内容が変わらないという前提で、お願いしたい。

【進藤委員】 そうすると、そのほかは今お話ししたほうがいいですか。

【大澤副主幹】 内容が変わるところは、本当に今お示ししたい内容。「てにをは」につきましては、随時に寄せていただいて、最終的に表現の統一はこちら事務局ではかります。ただ、せっかく皆さんに御審議いただいたのは、この方向性であるとか、つくりの大きな部分ですので、その部分の骨格については、ここで御審議いただいた内容を事務局で勝手に動かすということはありません。エコリーダーズの関係、環境会議さんの関係で言えば、過去1回、2回投げかけをして、一定の反映をされていますので、一定の反映は済んでいるものと思います。それについて何か御意見があるようだったら、随時皆さんから寄せていただいていますから、それを聞いてこちらで判断はしますが、実際に過去やった内容についてというのは、各部会で期限を切って御検討いただいていますから、それがまた出てくるとなると、各部会の今までの審議がまたおかしくなっちゃいますから、ほかの部会もこの部会はこういうふうに整理しましたとか、このタイミングでやりますというのを皆さん、横でやってもらっていますから、基本的にそれはどういう意見であるかというのは、こちらのほう、事務局で整理をして環境審議会さんにはお示ししています。それを前回、まるっきり投げさせていただくようお願いをしてみましたけど、あくまで事務局のほうで受け取って、それについてということになりますが、現在はこちら、審議会でも御審議いただいているのは、大きな骨格の部分、それから記載内容の表現であるとかいうところであれば、今皆さんからもちょっと御意見いただいて、こちらとして再度投げかけていただきたかったんですが、会長さんと事務局とで相談させていただくような方式をとらせていただかせませんでしょうかということ考えております。

【進藤委員】 それでしたら、二、三。51ページなんですけれども、市民の役割の下から3つ目の丸の花火大会や市民まつり、地域のまつりなどはリユース食器を利用しますという文言が

ありますが、リユース食器だけではなくて、行事の場合はリユース食器にここ、特定されているんですけども、市民のまつりなどの飲食はリユース食器を利用し、ごみは持ち帰りますということまで入れたほうが、市民の役割としてはいいのではないのでしょうか。ごみの持ち帰りということがここには出てないんです。

それとですね…。

【大澤副主幹】 この件については、記載内容は、持ち帰りというのはもちろん推進していますので、どこかに入れられないかということは、この2点の趣旨については今、委員会で御承認いただけるのであれば、最後の文章のところで文章的に修正させて、修正を検討させていただきます。

【進藤委員】 それで、それに付随しまして、事業者の役割の同じ下から4つ目に…。

【大澤副主幹】 同様ですね。じゃあ、この2つについて。

【進藤委員】 同様も、イベントなどはリユース食器…この飲食提供というのを入れたほうが明確ではないかなと思います。イベントなどの飲食提供のリユース食器。

【大澤副主幹】 わかりました。ただ、もちろんここにリユース食器まで詳しく書いてあるところはあるんですが、基本計画の中の記載ということで、例えば「等」であるとか、先ほどもいただいたとおりに、具体的すぎる意見なのかというところもあるので、それについては、そういった趣旨を盛り込んだところまで、方向性を御承認いただければ、記載内容については事務局のほうで検討すると。

【進藤委員】 それから、事業者の役割のところなんですが、事業者も自家処理できる生ごみ等は、処理容器で処理、活用するという…。

【大澤副主幹】 どちらですか。

【進藤委員】 これ、入ってないんですけども、どこかに…事業系、下から3番目に、事業系ごみは事業者責任による処理原則を遵守し、ごみ減量化・資源化施策に協力しますというところに、事業者の自家処理できるものはごみ処理容器で処理、活用するというところを入れたらどうでしょうかという案を。実際にこれを行っている事業者さんは、もうあるんです。なので、これ、生ごみの軽減に…これを事業者さんで多分まとめて有料で委託して処理しているんじゃないかなと思うんですけど、多くのところは。

【大澤副主幹】 そうですね、今御指摘のとおり、事業者の役割の下から3番目のところに、ごみ減量化・資源化施策に協力しますと。このところは、どこまで細かく書くかというのは、

やはり常に抱える問題で、最初にいただいた御意見もそうですし。

【藤井会長】 具体的にね、こういったことをどういうふうにするかということは、いろいろやり方があると思いますので。

【大澤副主幹】 そうですね。わかりやすいように、先ほどバクテリア de キューロの写真が入ったよとかいうところもお示ししているところなので、この方向性だけあれば、ここの記載についてはまた進藤委員からいただいたこの2点については、検討はいたしますが、ただ、全体のバランスがありますので、ここだけ細かければいいのかというところは、やはり事務局としての所管と相談しながら決めていかなければいけないと思います。

【藤井会長】 新倉委員、何か御意見ありますか。

【新倉委員】 そうですね、今のところだと、確かに私どももその店舗に生ごみの処理機を置いて実験等をしたんですけども、やはり私の持論としましては、なかなか私ども、プロの知識とかないので、ただ置けば生ごみは解決するんじゃないかと、やっぱりメンテナンスも必要で、結果的には実験もうまくいかずに、今、全店じゃないんですけど、試みているのが、そういう生ごみの飼料化ということで、その施設にやはり契約した業者さんに持って行っていただいて、生ごみを飼料化ということで取り組んでいるんですね。そのほうがちょっと私どもとしてはやりやすいのかなと思うし、また資源としてね、活用もできますので。

【進藤委員】 そういうことを市民にアピールしていただくというのは、すごくいいと思うんですけども。できたら、そういう活動をしていただきたい。どこかに書いてありましたよね。事業者の役割って。

【新倉委員】 ただ、そこの今度は受け入れ施設というのが、また特に神奈川県ではまだ少ないそうなんです。やはり今後はね、その地域地域でできてくれればいいのかと思いますけれども。

【藤井会長】 要はバランスの問題ですね、どこまで書くかというバランスの問題です。

【大澤副主幹】 次年度は先ほど最初に触れましたとおり、行動等指針をつくりますから、こっちに持っていくべきなのか、基本計画に入れるべきなのかというのは、常にこちらとしても。この廃棄物の関係のは、もともとかなりボリュームがあったところを整理させていただいた経過もあるので、増え出すとまた増えていってしまうんですよね。それについては、骨格の部分については皆様に、本当に何度も御審議いただいたところですので、ぶれないようにはいたしますが、今の書きぶりのところについては意見をいただきながら引き続きという形になるかな

と思います。

【藤井会長】 どうもありがとうございました。時間もかなり使いましたので、第5章のところで御意見をいただきたいなと思います。ここでは具体的にどう推進するかということですね。

こういった基本計画に基づいて、いろいろな施策を実行していくわけですので、つまり行動指針というのをのせるわけです。行動指針では今、進藤委員が言われたような細かいところも当然入っていくだろうと思います。それは次の段階で、これが終わったら今度は行動指針に入るんですか。

【山下主事】 そうですね、あくまで現在の事務局のほうの予定ではございますが、まずはこの環境基本計画が27年4月からというのが控えておりますので、この後ですね、パブリックコメント等の市民参加を経て、案を確定をさせていただきたいと思っております。やはりこのもとの案がちゃんと固まってからですね、では、この中でまずは4年間、何をしていくかという行動等指針を来年度お話をさせていただきたいと考えております。

【藤井会長】 そこで、行動指針だったら、どういうことを、どういうふうに、どうやるかとかと、いろいろな細かいところが出てくると思うので、そのときには進藤委員のいろいろな考えをどんどん盛り込んでいただいて。

【進藤委員】 きょう冒頭でそのお話があつて、どこまでというお話があつたので、一応お話しして。

【藤井会長】 ぜひ、そちらのほうにも御協力をお願いしたいと思います。

今後行動指針等を立ち上げて云々という、そういったインフォメーションをここに、そのくらい書いてもよろしいでしょうか。どうでしょうかね。

【山下主事】 70ページのところでですね、行動等指針の策定を書かせていただいて、段落の3段落目ですね、この行動等指針では、各課かいにおいて重点的に取り組むものをできるだけわかりやすく目標として抜き出すと。現行の環境基本計画の書きぶりとそろえてはいるんですが。その後に追加で、第4章の施策の体系と具体的な取り組みをさらに進行管理していくため、4年間において実行可能な行動に重点を置いて、目標及び行動見直し、積み重ねていくということで、まさに会長の御指摘のとおり、この4年間、具体的に取り組んでいくことということ細かく記載していくというふうにうたわせていただいております。

【藤井会長】 ということになっておりますので。

【進藤委員】 これですね。

【藤井会長】 この表の、70ページのところに、逗子市環境基本計画というくだりがあって、その下に行動指針が、計画されていますよという図が示されております。こういったプロセスで今後対応していくということになっております。

それでは、全体について、かつ基本的な事を、主に細かいことじゃなくて、この流れについて、何か御意見とか御指摘いただければありがたいと思いますが。

【小林委員】 机の上の議論も非常に大事だと思うんですけど、机上論も大事なことだと思うんですけども、やっぱり行動だと思うんですよ。行動なくして、結局一人ひとりの意識の改革をしないと、ちょっといい方向には行かないんじゃないかと思うし、例えばごみを捨ててに行ったときに、ごみの場所がすごく汚かったら、それを自分で直すとか、それから散歩している、歩いているときに、ペットボトルとか缶とか、よく落ちているんですよ。そういうのを拾って処理するとかいう、やっぱり行動が伴わないと、何かというふうに思うんですけど。私の考え方、間違っただろうかわからないけど。

【藤井会長】 いや、間違っていないですよ。結局、そういった事については、やはり環境教育とかということが関係してきますけど、言うなれば小さいときからの教育ですね。一人ひとりにそういった自覚をさせる何らかのアクションを起こさないとと思います。そういった意味では、環境教育というのは小・中学生が中心のように思います。しかし実際は市民も含めて、人に優しく と言っても、体の不自由な人を蹴飛ばしたり、したのではだめですよ。人間そのものが劣化している。大人も含めてやっぱりきちっとして、もとに戻らなきゃだめです。今、あまりにもそういったおかしなことが多い、ヘイトスピーチなどもね。ちょっと話が横道にそれそうだけど、こういう問題だって、そうです。人間が全体として劣化しているんですよ。だから、もう一度、小林委員が言われたみたいに、人間一人ひとりの自覚は大切です。

【小林委員】 この間、ごみ捨ててに行ったら、六十五、六の男の人が、その曜日でない日にごみを、違う曜日のものを持ってきて捨てた。

【藤井会長】 その例は、僕のところにもありますよ。

【小林委員】 持って帰ってくれて怒鳴ったんだけど。やっぱり、それ以上怒鳴っても、頑固で、おじいさんだったんで、頑固だった。

【藤井会長】 おじいさんか。おじいさんだと、教育のし直しは無理だな。もう直らないな。そういう人もいますよね。

【小林委員】 くだらない話して、すいません。

【藤井会長】 いやいや、くだらなくないですよ。ここに盛り込むのは難しいかもわからないけど。

【山下主事】 一応ですね、今回の第5章の中では、多様な立場の方のということで、71ページから環境教育のところ、順々に若年層であったりとか、事業者、一般の市民の方というところにも書いてあるんですけども、やはり積極的にこれまで環境に関心を持って取り組んでいただいた市民から、これまであまり積極的にかかわってこない市民の方に、広く意識啓発や情報発信をしていきたいという趣旨を改めてここで述べさせていただいておりますので、まさに小林委員の御指摘の内容は第二次環境基本計画の中でも重要なところだというふうに事務局のほうでも記載をさせていただいているところです。

【小林委員】 それから、家の前にまいてね、それを川に捨てているんですよ。注意しようかなと、ここまで出ただけ、やっぱり言えないんですよ、私としては。知ってる人だから。

【藤井会長】 知ってる人なら、一層、やんわりと言っていた方がいい。

【小林委員】 それで、通りすぎたんです。そして、ふっと振り返ったら、またやってる。そういうことがあるから、やっぱり本人の自覚だな。

【藤井会長】 できるだけ、そういう意味では逗子市でも講演会とかいろいろなイベントもやっていますので、ぜひ来てもらう。展示会とか何かそういう処に来て見て頂く。、注意しなくても、これらを見ることでこうなんですよ、こんなにいいですよ、と知ってもらう。、そうやって知らせるしかないかな。

【藤井会長】 ところで、これが、一応決着がついたら、これで答申ということになるんでしょうか。

【山下主事】 こちら、市のほうから諮問させていただいて、それに対して最終的な皆さんの意見をいただいたものが答申として案にいただくんですが、事務局のほうといたしましては、これまでの審議会の中でもいろいろ計画自体、それから計画の進め方というところでも御意見をいただいておりますので、そういった内容を踏まえた附帯意見というか、そういった意見をつけた答申案のようなものをいただければと考えており、たたきのようなものはつくってはいるんですけども。

【藤井会長】 そういったことで、第5章で、一応は全てオーケーということになりますよね。それで、「はじめに」というところ、これは市長が書かれますか。

【山下主事】 そうですね、最後に市長が。

【藤井会長】 それなら、「はじめに」だと「おわりに」もある。

【山下主事】 わかりました。

【太田委員】 ちょっと余談的な話なんですけど、目次には資料編というのが、具体的にはどんなものが。

【山下主事】 想定としては、やはり現行の環境基本計画に沿う形になるんですが、この環境基本計画をつくらないといけないということを定めている環境基本条例の本文ですとか、それからこの審議会の経緯ですね、平成24年の第1回、何月何日から第2回、第3回、25年第2回やってきて、この後、用意しておりますパブリックコメント等の審議の経過というものをつけさせていただいたりと思っております。

【印田委員】 質問していいですか。私、随分前からどうしてもわからないんですけど、逗子市のこういうの、逗子市の方が御用意してくださいますね。そのときにずしし環境会議の皆様が代表としていらしゃいますでしょ。そういう方々がお持ちになっているお仕事というか、役割というのは、どんな程度あるんだろう。私、ちょっと二、三回参加させていただいて、ずっとこれは逗子市のこういうものの計画の中にどんなふうに入っているのかなと、わからなかったです。教えてください。

【山下主事】 逗子市環境会議については、まさにこの環境基本計画を市と一緒に進めていくために取り組んでいくパートナーという形でして、市民の方、それから事業者の方ということで、組織をされております。特に何々をしないといけないというような義務づけのものではございませんので、この環境基本計画に沿ってですね、逗子の環境をよくしていこうというところを御自分たちのできる範囲の中で、ボランティア部分で協力をいただいている。

【印田委員】 ボランティアの形。その逗子市の方々が。じゃあ、逗子の有志の方というか、御希望という失礼な言い方ですけど、得意な部門についての3部門ですか。あ、そうですか。

【山下主事】 なので、現行の環境基本計画が、ちょっと1個前のなんですけど、重点課題ということで、まちなみと緑の創造と二酸化炭素の削減と、それからごみ問題というのが出ておまして、この重点課題ごとに今、部会をつくって活動されている。

【印田委員】 なさっておられますのは存じますけど、それは逗子市のこういう環境問題の中に、委員はどなたもおいでになりませんよね。あちらにおいでになっても、ここにはいらっしやいませぬよね。本当にこれ、大変なお仕事をしていらっしやるんじゃないかなと思う割には、表のほうや裏地になっていらっしやらないので、どういうふうなこういうかかわりがあるのか

なというのは、とても気にしていたんですね。でも、私は全く知らない、ド素人ですから、一度伺ってみたいと思っておりました。

【山下主事】 どちらかというのですね、今回の計画の改訂に当たっては、審議会の皆さんに事務局案として出す前の庁内調整の中で、一緒に活動している仲間として、ずしし環境会議の方にも御意見等をいただきながら進めているという形になっております。

【印田委員】 これはそういう形できたものなんですね。

【山下主事】 そうです。それが今の現行の環境基本計画だとちょっとわかりづらいところもあったので、今回、第5章の最後のところで図式化させていただいたように、市と一緒に環境基本計画を進めていくパートナーなんですよという形。

【印田委員】 かなりいろいろな団体が書いてあるので。例えば私たちのような、主婦と違って、何かその問題について逗子市のことを考えていってくださっている皆様ですよ。だから私、そういう方々がなぜこういう会議にお出にならないのか、不思議だ。内部の方だからかなと思いました。内部の方でいらっしゃるので、こういうところにはお出にならないのかなと思ったけど、非常に大事な方々じゃないのかなと思うのね。問題点についても、私たちよりもずっと深く掘り下げていらっしゃると思うんです。だから、本当はそういう方々の御意見が聞き取れなかったなと思っておりました。

【山下主事】 これまでの計画改訂の中では、当然ずしし環境会議の皆さんのお話も伺いながらやっておりますし、今後の計画に沿っての施策の進め方の中にはですね、その年間、毎年報告等がある中で、ずしし環境会議と進捗管理等を含めて、協働で進めていけるようにというのは考えていって、改善を続けていきたいと思っておりますので、貴重な御意見として今後に生かさせていただきたいと思っております。

【藤井会長】 その関係で、一番最後のページと、どういう関係になっているか。

【印田委員】 ですが、3部会の皆様は、このね、お話の中にお入りになっていらっしゃる、御意見を聞いていらっしゃいますと思うんですけど。ほかになっていらっしゃらないじゃないですか。私のように、ぺたぺたとしゃべらないで。

【山下主事】 それは審議会と…。

【印田委員】 だから性格が違うんだろうなと思っておりましたですけども。逗子市の市ですね、お仕事の中に、どんなふうな役目をしていらっしゃるのか。これは川の問題にしても、何回か川の学習会や何かなさったりね、小学校にお勉強にいらしたりしてますでしょ。それっ

ていうのは、ボランティアでやっているんですか。へえ、それは知りませんでした。私は逗子市が頼んでいるのかとばかり思っておりました。だから、市民の、市の団体がこういうことに協力していくというけど、しょせんは…しょせんはって言って失礼な言い方して、ごめんなさい。御自分たちのボランティア精神の人たちだけでお入りになってやっていてくださるお仕事というか、仕事というといけませんね。ボランティアの精神でやっていてくださっているわけですね。本当にありがたいと思いますけど、ちょっと片手落ちじゃないかなと、私は思います。逗子市が全然、あまりかかわらないというのかな、有志の方々の意見を聞いたり、それを採用したりするというのは、とても大事なことでしょ。

【大澤副主幹】 実際に市の事業があって、協働でやることもあります。協働で、一緒にやる。市はある程度、強制的な力をもってやることって多いんですね、法律…市の場合は条例ですけれども、つくってというところ、制度的につくる。それから、実際には市民一人ひとりの方に環境啓発をしていくに当たっては、市が例えば広報に載せたところで、手が届かないというところもあって。協働の必要性というの、やっぱりそこで言われてしまっているんですよ。そのときに、では、全部が全部、市が担えばといたら、環境の人間がいくらでも足りない。市民一人ひとりのマンパワーも必要だということで、おっしゃられたとおり、審議会とこの環境会議との役割は違います。実際に、ただ、募集は市民委員さんとしてかける際には、環境会議の皆さんについて、もちろんお申し込みいただくのは結構なんですけど、だからといって市民一人ひとりの意見のときに、特別環境会議を優遇するだとかいうところを今の審議会のこの制度は持っていない。

【印田委員】 でも、この最初のうたい文句の中にですね、逗子市の市民の環境会議、3者の環境会議、大きく取り上げていらっしゃるじゃないですか。非常に重要視されてるでしょう。その方々のメンバーがすべてボランティアだけでやっていらっしゃるというのは、本当に不思議に思いました。

【大澤副主幹】 市がやっているのは別のところがやっているのはありますけれども、やってないのもある。

【印田委員】 ひがんでいるんじゃないけど、支援されているのかなとっておりました。

【森川次長】 環境会議の事務局は環境管理課が務めております。ですから、魚観察会だとか、いろいろなイベントに対しての予算的な措置だとか、事務的な、例えば申請行為だとかありますから、そういうところは事務局が担っている。やはりその構造自体は市民や事業者さんたち

のボランティア精神でやっただいていてということ。だから、多分楽しいんだと思います。楽しくなければ、多分続かないと思います。楽しくやっただいていてるんだらうなと思います。

【印田委員】 すいません、ごめんなさい。以上です。

【藤井会長】 それじゃ、この前、逗子市環境基本計画の改訂についての、答申をいただいたんですが、それは。

【山下主事】 お配りしても…。

【藤井会長】 そうですね。

【大澤副主幹】 答申案を事務局で作成させていただいたので、各委員、それから傍聴の皆様にも案として御配付させていただければと思います。

（ 答申案配付 ）

【藤井会長】 それでは、若干時間もございますので、これについて一度、私のほうから読まさせていただきます、その上で委員の皆さんの御意見を承りたいと思います。それじゃ、この答申を出すに当たって、この書面を添付するということをつくっていただいております。

タイトルは、逗子市環境基本計画の改訂について（答申）。

2013年（平成25年）8月28日付、25逗0601発、第2400001号にて当審議会に諮問がありました逗子市環境基本計画の改訂について、別紙のとおり答申します。なお、今後逗子市環境基本計画に沿って環境政策に取り組んでいくに当たり、次の点について配慮し、施策を展開していくことを要望しますということで、4つほどの事柄が書かれております。

1、社会全体の高齢化が進み、防災・減災に対するニーズが増えている中、逗子市においても逗子市環境基本計画に沿って適切に政策を展開し、市民が安全に、安心して生活していくための環境とすることが重要である。そのために、逗子市環境基本計画を、市の環境政策の基幹的な計画として位置づけ、庁内を横断し、関係する各所管の個別計画等と整合を図りながら、総括的に進行を管理していくことが望ましい。

というところまでで、文言のおかしいところがありましたらということで、まず一番最後のくだり「、総括的に遂行されることが望ましい」でいいんじゃないかな。「総括的に進行を管理していく」どうでしょうかね。文言についてはお任せいただく。

それじゃ2番目、環境政策を展開していくためには、市民、特に子どもたちが環境について考えるための場づくりが必要であることから、出前授業など、実施している政策を効果的にア

ピールするとともに、教育部局も含め、市の各所管の施策がネットワークされることが望ましい。

3番、環境問題の原因は市域を越えるものであり、その対策についても市単独で取り組むのではなく、近隣市町や国・県などの関係機関との連携も重要である。また、ずしし環境会議を初めとする環境政策に取り組むさまざまな市民団体と適切に協力し、市民・事業者・行政が連携して環境問題に取り組んでいくことができるように支援していくことが望ましい。

4番目、環境基本計画は24年間という長期間の計画であるが、環境問題の要因や対応策は常に変化を続けていることから、第4章の具体的な政策を8年ごとに見直すだけでなく、4年ごとに見直す行動等指針等を適切に管理していくことが必要である。長期的な視野に立って、適切にPDCAサイクルの手法を運用するとともに、柔軟に短期的な問題についても対応していくことが望ましい。

それじゃ、文言については、多少手を入れなければならないかなという部分もありますので、この辺については私の独断というわけにはいかないと思いますので、事務局とも相談をしながら、こういった内容の書面を答申の際に添付したいと思います。皆さんの御意見、いかがでしょうか。更にこういったことも入れろという事項があれば、今、御指摘いただければありがたい。

【太田委員】 非常に細かいところで恐縮なんですけど、政策と施策という2つ、似たようでちょっと違うニュアンスのものがあるんですけど、例えば2番の2行目ですか、出前授業など実施している。ここは施策。

【藤井会長】 ちょっとすいません。

【太田委員】 2番の2行目の後ろのほうですね。出前授業など実施している政策というのは、ここは施策という、具体的な実施内容について、

【藤井会長】 そういったところがいくつかありますので、それらを手直しをしていきたいと思います。僕の名前で答申することになっているので、本来は僕が書かないといけないんだろうと思いますが、事務局で書いていただいてありがたいと思います。しかし、僕の名前になっていますけど、正式には委員会として出すことになります。

【進藤委員】 ちょっとした…3番目なんですけど、下から2行目の市民・事業者・行政が連携して環境問題に取り組んでいくことができるように支援していくことが望ましいという文言のところなんですけど、やっぱりさっきもかかわっている立場の市民としては、環境問題に取り組んでいきやすい体制をつくってもほしい。取り組みやすい、誰でも入っていきやすい体制をつ

くってほしいという気持ちもあるので、体制をつくり、またその支援していくことが望ましいみたいな形というのはどうでしょうか。この辺をちょっと参考に、御検討いただければと思います。

【藤井会長】 取り組んでいく…取り組んでいけるよう支援していくことが望ましいと、僕は簡単にそういうふうに直そうと思っていたんですけど。

【進藤委員】 何かこの辺、かたいかなど。

【藤井会長】 環境保全対策に取り組むということかな。環境問題、どっちがいいかなと、その辺のところも相談しようと思っていますけど。

【山下主事】 進藤委員の今の御意見は、ずしし環境会議の皆さんのような、既に活動している方がより連携しやすいような体制づくりではなく、そこに新しく人が入ってくるような、すそ野を広げるような支援というのが望ましいということでしょうか。

【進藤委員】 環境会議とか入っていらっしゃる方、かなり意識のある方と、キャリアのある方。そのほかに、少しずつ活動している方、グループ、いっぱいいらっしゃるじゃないですか。市の広報を見ても。それプラス、やっぱりちょっと疑問で、環境問題やってみたいなというような人たちが、どこに何していったらいいとか、何を言っていたらいいかというの、わからないで二の足を踏んでいらっしゃる、その壁となって、じゃあもうそれはやめて、任せておこうみたいな意識なんて、あると思うんですね。それをどうにか、もうちょっと掘り起こせるような形ができて、環境会議さんを一番リーダーとして、小さいいろいろな活動の方たちも同じしてくれたみたいな、市になったら生活しやすいかなとか、同じ問題が出ても、みんなの意見が に出てるんじゃないかな、協力してくれるんじゃないかなという思いは。

【藤井会長】 そういった思いが入るように、こここのところを直したらいいということですね。

【進藤委員】 何て言っているかわからないんですけど。

【藤井会長】 はい、わかりました。それじゃ、盛り込めるかどうかわからないけど。それじゃ、今後のスケジュールといいますか、それにつきまして、ちょっと御議論いただけますか。

【山下主事】 基本的には今、皆様に御確認をいただいた答申案をベースに、後ほどまた会長と別途御調整をさせていただいて、一度中間的な形になりますが、審議会の皆さんからの答申という形でいただいた後に、市のほうとして素案を市民の皆様に御提示していくというステップに入ってまいります。具体的には、現在予定していますものとして、11月の末にですね、まちづくりトークの形で市民さんにこの計画を御提示していきたいということ、引き続きパブ

リックコメント、こちら20日間の縦覧というのを実施していきたいと考えております。こちらが11月の末から12月、1月という形で進めてまいりたいと思っておりますので、審議会の委員の皆様におかれましては、次、2月、遅くとも3月の頭ぐらいにそういった市民参加を経て出てきた意見であったりとか、それに対する市の考え方というところを御報告する審議会を開かせていただきたいと思いますと思っております。そちらの2月の審議会で御報告をさせていただいて、計画の案としては市として策定という形に回させて、来年4月からようやく新しい計画に沿って政策を進めていきたいと思いますという形になりますので、審議会については、予定としては次、2月の終わりから3月の頭ぐらいというふうに想定をしておりますが、また別途、計画のものなので、何か集まらないといけないとかということがあった場合は、個別に御相談をさせていただくかもしれませんが、大枠の予定としては以上のように考えております。

【藤井会長】　じゃあ、何かほかに。

【太田委員】　今の絡みで、パブリックコメントに対する市の回答というのは、いずれはきちんと出るんでしょうけど、例えば次回の審議会の前までに何らかの形で公表ということで見えるのでしょうか。

【山下主事】　パブリックコメントについては、それに対する市の考え方を環境管理課のほうからホームページ等で周知をさせていただきます。同じ内容を、ちょっと審議会の開催と前後のところはあるかもしれないんですが、基本的には市で回答を公表して、同内容を審議会にも御報告させていただくという形です。

【藤井会長】　そのほかは。よろしいですか。それじゃ、ないようでしたら、これで、きょうの審議会は終了させていただきます。どうも長時間、ありがとうございました。